

公表対象随意契約一覧(R5.10月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	適用条項	随意契約とした理由
1	学校教育課	浜田市エキスパート指導者による技術向上及び音楽活動普及業務(単備契約)	令和5年10月1日	一般社団法人石見音楽文化振興会 島根県江津市江津町 914-6 駅前ビル 2F	単備契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	エキスパート指導者(吹奏楽)は、当該法人のマネジメントにより浜田高校吹奏楽部の指導を行っており、本市に滞在する期間を最大限有効に活用するためには、当該指導時間との調整が可能な当該法人へ委託するのが最適であるため。
2	文化スポーツ課	浜田市世界こども美術館創作活動館吸気式冷水機2号機修繕業務	令和5年10月2日	株式会社電設サービス 代表取締役 渡辺頼孝 浜田市黒川町97-8	2,530,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	本業務は、浜田市世界こども美術館の故障した空調機器(吸気式冷水機2号機)を修繕するものである。当該空調機器は、本来、1号機及び2号機を同時運転することで施設内の適切な環境維持を行うものであり、1号機だけで運転することは空調機器全体への相当の負荷がかかり適切でないことと保守業者からの指摘があることや、空調停止することは来館者に支障をきたすことから、早期に修繕を行うことで空調機器全体への負荷を低減し、施設内の適切な環境維持を図る。
3	子ども・子育て支援課	子育て世帯応援給付金システム対応業務	令和5年10月6日	株式会社 サンネット 広島市中区袋町4-21	2,398,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、基幹系情報システムからのデータ抽出作業が必須であり、他の業者では対応できないため。
4	健康医療対策課	大腸がん検診業務	令和5年10月10日	島根県厚生農業協同組合連合会 代表理事会長 石川 寿樹 島根県出雲市斐川町美南1666番地	複数 単備契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務に精通しており、本業務委託の仕様を満たす事業者が他にないため。
5	教育総務課	浜田学校給食センター ガス連続グリラー修繕	令和5年10月11日	株式会社 丸厨 浜田市下府町327番地121	1,097,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	ガス連続グリラーの定期的な点検を行っているため専門的な知識を有しており、また緊急に対応可能な者であるため。
6	ふるさと寄附推進室	ふるさと納税プロモーション支援業務	令和5年10月13日	株式会社 広島三越 広島県広島市中区胡町5-1	寄附金額の 9%(税別)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ウェブサイト、店舗、外商部から寄附申込ができる唯一の百貨店であり、全国に高所得の顧客を持っているため、他ポータルサイトとは違い百貨店顧客への訴求が可能であり、インターネット環境のない顧客へは店頭窓口での相談対応もしており、新規寄附者の獲得が見込めるため。
7	金城支所産業建設課	浜田市美又温泉国民保養センター再整備基本構想・基本計画策定支援業務	令和5年10月13日	中塩和彦建築設計事務所 広島県広島市中区大手町2丁目11番27 新大手町ビル904	5,995,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市プロポーザル方式選定委員会での審査結果による。
8	総合窓口課	一体型・本人確認裏書印刷システム機器導入	令和5年10月23日	株式会社 サンネット 広島市中区袋町4-21	2,035,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	マイナンバーカードに裏書印刷を行うためには、基幹系システムベンダである株式会社サンネットでなければ、保守の業務を行うことが困難であり、円滑な業務遂行ができない等業務に支障が生じる可能性が高いため。
9	建設企画課	令和5年度 小国1地区地籍調査に係る刈払業務	令和5年10月23日	有限会社 松江測地社浜田支店 浜田市金城町七条ハ378	2,805,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	本業務は、一筆地調査時点において官民境界の一部の刈払い作業を行うもので、次年度以降に行う測量工程時に基準点の設置及び視通確保作業を効率的に行うために重要な事前作業として行う必要がある。よって、契約履行中の「令和5年度 小国1地区地籍調査に係る刈払業務」に関連する付帯的な業務であり、現地に精通している受注者以外に発注することは不利となるため。
10	政策企画課	浜田県土整備事務所防災事業に伴う支障移転の共同施工工事	令和5年10月24日	エヌ・ティ・ティ・インフラ株式会社 西日本事業本部 中国事業部 広島県広島市南区宇品神田3丁目12番11号	2,050,637	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	本工事はN T Tが所有する地下管路及び管路内の伝送路の移設であり、N T Tと浜田市が同時期に共同で施工することが、浜田市単独で行う工事より価格上有利なため。
11	政策企画課	弥栄旭インター線防災安全交付金事業に伴う支障移転線路工事	令和5年10月24日	エヌ・ティ・ティ・インフラ株式会社 西日本事業本部 中国事業部 広島県広島市南区宇品神田3丁目12番11号	8,650,400	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	本工事はN T Tが所有する地下管路の移設に係る伝送路の移転工事であり、N T Tと浜田市が同時期に共同で施工することが、浜田市単独で行う工事より価格上有利なため。
12	金城支所産業建設課	令和5年度公社造林(保育間伐(2回目)〔1次〕)事業 (No.1564)	令和5年10月27日	石央森林組合 浜田市金城町下来原1561番地7	858,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公社造林事業を実施するにあたり、植樹から伐採までの長期事業の性質上、これまで行ってきた事業の内容や樹木の育成状況を熟知し、樹木にあわせた適切な造林事業を実施することができるため。
13	金城支所産業建設課	令和5年度公社造林(保育間伐(2回目)〔1次〕)事業 (No.1403)	令和5年10月27日	石央森林組合 浜田市金城町下来原1561番地7	3,135,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公社造林事業を実施するにあたり、植樹から伐採までの長期事業の性質上、これまで行ってきた事業の内容や樹木の育成状況を熟知し、樹木にあわせた適切な造林事業を実施することができるため。